

## 町民課からのお知らせ

### 平成23年10月から子ども手当制度が変わりました！(平成23年10月分から平成24年3月分)

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が、平成23年10月1日に施行され、次のように制度が変わりました。この法律により、10月以降の子ども手当を受給するためには、全ての対象者が、認定請求書(対象者に郵送済)の提出が必要となりました。なお、公務員の方は、勤務先での請求になります。

- 支給月額 0歳～3歳未満(一律) 15,000円
- 3歳～小学校修了前(第1子・2子) 10,000円
- 同上(第3子以降) 15,000円(注1)
- 中学生(一律) 10,000円

(注1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある  
 養育する子どもの内の第3子以降

例 18歳・16歳・12歳の場合12歳の子は第3子

#### 新たな支給要件等

##### 子どもの国内居住要件について

原則として、お子さんが国内に住んでいる場合に子ども手当を受けることができます。ただし海外に留学している場合は対象になる場合があります。

##### 同居優先について

離婚協議中である父母が別居している場合は、子どもと同居している方を優先することができるようになりました。(離婚協議中の証明書類が必要)

ただし、単身赴任の場合は、これまでどおり、生計の維持の程度の高い方が子ども手当を受けることになります。

##### 未成年後見人や父母指定者について

未成年後見人や父母指定者(父母等が国外に住んでいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件により子ども手当を受けることができます。

##### 児童養護施設等に入所している子ども等について

お子さんが児童養護施設等に入所している場合または里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等が子ども手当を受けることになります。

詳細については、町民課子ども手当担当までお問い合わせください。電話43-2111(内線2111)まで



## 町民課からのお知らせ

### 家屋の取り壊しをされた場合の届け出について

家屋の取り壊しをされた場合は、「固定資産(家屋)の滅失に係る申し出書」の届け出をお願いします。固定資産税の課税対象となっている家屋であれば、この届け出をすることで、その家屋が翌年度の課税よりその分の税額が減額されます。

固定資産税(家屋)は、1月1日現在に存在する家屋に対して、その所有者に課税されますので、取り壊し後は、すみやかに届け出をお願いします。

お問い合わせ 町民課 資産税係 内線2118まで

家屋の取り壊しをされた場合は、—————>届け出をお願いします!

